



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

届出・検査時における注意事項

新潟検疫所 食品監視課
令和6年5月22日

1) モニタリング検査実施時のお願い①

検査実施が決定しましたら、検査実施前に貨物情報の確認を行いますので、以下の書類をMSFにてご提出願います。

- ◆ インボイス・パッキングリスト・BL・アライバル
- ◆ 成績書(器具、容器包装、おもちゃ)
- ◆ メーカーあるいは輸入者から入手した同一規格レター (※)
(成績書の試験品とは異なる製品で、同一規格製品の成績書を用いているもの(器具等)の場合)
 - ※「製造所」、「色」、「材質」、及びガラス・陶磁器・ホウロウの場合は検査区分に関わる「規格」(深さ等)が試験品と同一である旨が明記された資料

1) モニタリング検査実施時のお願い②

- ◆ 採取場所、時間、立会い者のお名前、立ち会い者の連絡先（電話番号）

※現場では速やかに届出の貨物が判別できるように
ご対応をお願いいたします。

- ◆ 植物防疫所の検査対象品目は、検査の合否と、くん蒸の該否（くん蒸に該当した場合は、くん蒸剤の種類）

- ◆ 採取前の通関の有無

1) モニタリング検査実施時のお願い③

見本採取票について

未通関品については、収去証とともに「**見本採取票**」を3枚お渡しします。管轄の税関にて検印いただき、1枚を税関へ、1枚を輸入者へ、残り1枚を検疫所へ提出いただきますよう、お願いします。

◆立会いの方、倉庫の方等どなたにお渡しすれば良いか、モニタリングの時間調整の際、あわせてご連絡願います。

1) モニタリング検査実施時のお願い④

「販売計画書」提出

- 検査結果判明前に通関済となる場合
保管・流通に係る「販売計画書」の
提出をお願いします。

販売計画書（参考様式）→

（「モニタリング検査の対象食品に係る販売計画について」
2016年10月7日付け事務連絡）

※厚生労働省のホームページにも掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144562.html>

厚生労働省ホーム→食品→輸入食品→輸入手続→「各種様式」

(参考)

年 月 日

販売計画書

下記の貨物に関する販売計画等について連絡します。

記

1. 届出受付番号及び品名
2. 出荷又は販売予定先の名称及び所在地
3. 出荷又は販売予定年月日
4. 出荷又は販売予定先毎の出荷予定量又は販売予定量
5. 出荷又は販売予定先に係る保管及び運搬予定業者名

販売計画の提出について

法違反が判明した場合に速やかに当該食品の
遡り調査及び回収措置等が可能となるよう

販売計画

- ❖ 届出受付番号及び品名
- ❖ 出荷又は販売予定先の名称及び所在地
- ❖ 出荷又は販売予定年月日（モニタリング検査結果が判明次第流通させる場合はその旨）
- ❖ 出荷又は販売予定先毎の出荷予定量又は販売予定量
- ❖ 出荷又は販売予定先に係る保管及び運搬予定業者名

等分かる範囲で提出

1) モニタリング検査実施時のお願い⑤

モニタリング計画の達成のため、年度期間中の輸入状況を事前に共有する等の協力をお願いします。

計画数の多いモニタリング検査対象品目

- 米粉
- すり身
- 塩蔵野菜
- 菓子
- 落花生の加工品
- 漬物
- 糖類

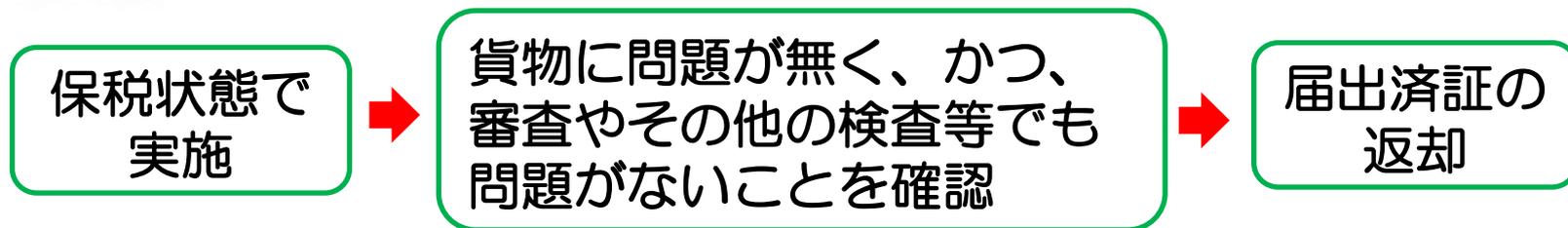
輸入頻度の低いアイテムでも、モニタリング検査の対象となっているものがあります。該当の食品については、個別にご連絡させていただきますので、調整等のご対応をお願いします。

- 笹、柏の葉
- イースト
- ゆでだこ
- デンプン類 等

2) 貨物確認検査実施時のお願い

検疫所職員による、届出内容と到着貨物の同一性確認を行うことを目的とする検査

- 初回貨物、違反の疑いのある貨物、その他継続貨物（自主検査更新時など、必要に応じ）を対象として、食品衛生監視員が実施します。
- 検査内容：
届出内容との照合、貨物状況の確認、必要に応じて収去し官能検査を実施



★初回貨物については、可能な限り貨物確認検査を実施します。日程調整等が必要となるため、**事前**での届出にご協力をお願いします。

3) 食品等輸入届出を行う際のお願い①

i) 事前準備及び食品等輸入届出書作成方法

◆ 届出内容（特に原材料、添加物、材質、製法）を事前によく確認してから届出して下さい。

→原材料、添加物、材質の変更は検査実施の有無や、検査項目にも関わってくる内容ですので、十分に確認した上で届出するようお願いいたします。

→輸入食品の安全性確保は、輸入者が行うものです。輸入貨物について常に最新の正確な情報を製造者・所から入手しておいてください。また、製造者・所との[連絡体制の構築](#)が必要です。

※初回貨物については、輸出国を貨物が出発する前に、事前輸入相談を積極的に活用することをおすすめします。貨物が到着し、検査や保留事項が発生するリスクを低減することができます。

3) 食品等輸入届出を行う際のお願い②

「商品名・ブランド名」欄

届出貨物を識別・特定するための情報（固有の品名、品番等）を、記載してください。原材料表や同一規格書等の添付書類がある場合は、そこに記載されている品名と紐付けられる記載をしてください。

「原材料・材質名」「製造方法」欄

- ・該当するコードを入力してください。
- ・個別のコードが無い場合、バスケットコードを活用して詳細を備考に記載する方法の他、以下により自由入力も可能となっています。

※自由入力する場合、原材料名は「ZYY」、材質名は「ZXX」、製造方法は「Z00（ゼロゼロ）」のコードを使用。

（原材料・材質名の自由入力は全角10桁、製造方法欄は全角90桁入力可能。）

※「原材料・材質名」が、31欄以上ある場合は30欄目に「ZZZ」を入力し、欄が足りなかった分は備考欄へ入力してください。

食品及び添加物の備考欄の記載について①

1. 検査について

<命令>

• 検査命令対象品目の場合。

<毎回検査：放射性物質>

• 通知に基づき届出の都度毎回検査の場合、検査項目とあわせて入力。

<検査待ち：61012345678-1>

• 他届出（他港含む）で更新中の場合、その届出番号。

継続欄／実績番号欄

• 次ページ整理表参照。

食品及び添加物の備考欄の記載について②

1. 検査について

重要

<整理表>

貨物の状況	継続欄入力	実績番号欄入力	備考欄入力
初回（新規）輸入の貨物 （輸入者が本邦初輸入） ※いわゆる「初回」	F (first)	空欄	なし
過去に届出した実績があり、有効期 間内の自主検査実績があるもの（必 要な検査項目全てを実施済） ※いわゆる「継続」	C (continue)	入力 （前回検査実施時 が望ましい）	なし
過去に届出した実績があり、当該貨 物で自主検査を更新する貨物（届出 の都度毎回検査の場合を除く） ※いわゆる「更新」	U (update)	入力 （前回検査実施時 が望ましい）	なし
過去に届出した実績があり、当該貨 物以外で自主検査を更新する貨物 （他港等で更新中）	空欄	入力 （前回検査実施時 が望ましい）	更新中の届出番号を入力 例：〈検査待ち：61012345678-1〉
過去に届出した実績があり、自主検 査を実施していない貨物 ※いわゆる「実績あり」	空欄	入力 （直近のものが望 ましい）	なし

食品及び添加物の備考欄の記載について③

2. 原材料・材質について

ERP=5%

• 原材料の割合（使用%）が必要な場合。例は赤とうがらしを5%使用。

EPO(IT)

• 原材料の原産国が必要な場合。例はイタリア産ピスタチオを使用。

ZZZ=タンパク加水分解物（大豆）

• ZYY、ZXXで原材料・材質欄（全角10字）に入りきらない場合。

原材料続き：食塩、砂糖、しょう油

• 原材料が30個を超える場合。なお30欄目にはZZZを記載。

3. 添加物について

111301=0.30g/kg

• 添加物の割合（使用%）が必要な場合。例はスクラロースを0.30g/kg使用。なお製品ではなく原料中に含む場合は、その対象食品が分かるように。

添加物続き：植物レシチン、ミツロウ

• 添加物が30個を超える場合。なお使用基準のあるものを優先して添加物欄へ記載。

食品及び添加物の備考欄の記載について④

4. その他事項（通知に基づく確認事項や補足事項）

製造者住所続き：GUANGDONG,CHINA

・製造者等の名称、住所や製法が入りきらない場合。

用途：業務用

・用途コード9（その他）を使用した場合は、具体的な使用方法

香料適法

・香料を使用している場合等、詳細は別添参照。

NO RADIO、NO竜江河

・特定の通知の対象の場合等、詳細は別添参照。

食品及び添加物の備考欄の記載について⑤

【「届出実績番号」欄】

〔食品、添加物〕：1年以内の検査実績がある場合は、検査時実績
検査実績がない場合は、直近実績

古い届出実績では、製品内容が変わっていないか疑義が生じる可能性
があります。

◆最新の規格・試験法に適合していることを、ご確認願います。

◆食品又は食品添加物で、有効な検査実績があるものは、可能な限り検査年月日（スペースがあれば項目も）を、備考に記載願います。

例) 検査:2017.1.1規格 検査:H28.4.1CYC、SO2

食品及び添加物の備考欄の記載について⑥

- ◆ 他者が取得した試験成績書を使用する場合は、原材料や製造工程についても同一商品であるか十分に確認をした上で、**使用許諾書**を提出して下さい。
- ◆ 他者の成績書を使用し、輸入する場合でも、届出輸入者での輸入が初めての場合は、**「初回」**となります。最新の原材料表、製造工程表、放射線照射の有無に関する製造者文書を添付し、届出して下さい。

※有効期間が過ぎている検査結果、輸送・保管条件が異なる細菌・マイコトキシンの検査結果、外国公的検査機関で受けたサイクラミン酸の検査結果は、借用した成績書の使用が認められません

届出時の全般的な注意事項について①

届出の添付資料について

◆原料、製法、放射線殺菌のレター等、届出の添付資料は、原則製造者・所から入手。

★届出内容と照合ができる内容であること★

- ・出所が明確（当該届出製品の製造者・所のレターヘッド、サイン、押印等がある）
- ・品名の記載があり、届出と一致する
- ・メーカー名・住所等が明記されている
- ・発行日が最新の状態であること。

※「通関係関連省庁添付登録（MSF）」業務での資料提出を推奨しています。
特に器具等の成績書については製品の色を確認する必要がありますが、FAX
では確認することができません。

（電子的に添付ファイルを送付する機能）

1届出当たりの最大添付ファイルサイズ：5MB 最大添付可能ファイル数：10

※MSF機能以外の方法で提出する書類がある場合は、届出時に「紙書類の有無」の欄を「有」とし、窓口に提出してください。

※衛生証明書については、引き続き原本で提出する必要があります。

届出時の全般的な注意事項について②

- ◆事前届出制度の積極的な活用をお願いします。
特に初回届出では保留がかかる可能性が高いです。早めの届出を心がけてください。
- ◆事前届出では、届出済証返却前に搬入が完了した貨物について、IFG（事前届出搬入連絡）で事故の有無を登録してください。
届出返却の問い合わせは、必ず事故の有無欄の入力状況を確認した上で実施するようお願いします。
- ◆双方向通信機能の活用（双方向履歴照会（CFH））
次の業務を行う際、CFH機能を活用してFAINS上でコメントのやりとりが可能となっていますので、ご活用下さい。
 - MSF機能での電子添付
 - 検疫所からの連絡事項に対する返信
 - 届出の変更
- ◆審査時間短縮のため、複数の保留がある場合の回答はまとめてご報告ください。また、審査は順番に行っているため、届出変更やFAXの直後に催促の電話を行うことは避けてください。

器具容器包装・おもちゃの届出の記載について①

【「届出実績番号」欄】

〔器具、容器包装、おもちゃ〕：1年以内の実績。

1年以内の実績がなければ、**検査時実績**あるいは**届出内容に変更**があった際の実績（メーカーコード使用、社名変更など）

- ◆外国公的検査機関の成績書、または「輸入届出を行わない食品等で実施した検査結果」（成績書）を継続利用する場合は、成績書を添付した時の届出実績を入力
- ◆器具等で、複数のパーツで構成され、検査時実績が複数にまたがる製品の場合は、**完成品での実績**を入力
- ◆検査実績から10年以上経過している場合
 - ・届出実績番号欄には10年以内の届出番号を入力してください
（無い場合は、備考欄に検査時実績を記載し、検査実施時の成績書を合わせて提出してください）**※同一規格品も同様**

器具・容器包装ポジティブリスト制度に関する留意点①

・初回貨物を届出する場合

合成樹脂にあっては、原材料に含まれる物質がポジティブリストに掲載されている別表第1第1表及び第2表の材質、添加剤を用いたものであること及び適合している旨を確実にメーカーから輸入者宛ての書面で入手してください。

この確認書面は届出時に添付する必要はありませんが、必要に応じ提出を求め確認する場合があります。

当該制度の施行日以降、販売等に供するために製造又は輸入する食品用途の器具又は容器包装の原材料として初めて使用される物質については、ポジティブリストに掲載されるまでの間、販売等に供することを目的に製造又は輸入等を行うことは出来ませんのでご注意ください。

器具・容器包装ポジティブリスト制度に関する留意点②

• 最新のポジティブリストの確認

令和5年厚生労働省告示第324号が令和5年11月30日に告示されました。

告示により別表第1の第1表と第2表が示されています。
最新のリストで適合の確認を行ってください。

【厚生労働省のHP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryous/hokuhin/kigu/index.html

施策紹介（器具又は容器包装）

ポジティブリスト制度について

- ▶ [経過措置終了まで（2025年5月31日まで）の情報はこちら](#)（2024年3月19日更新）
- ▶ [経過措置終了後（2025年6月1日以降）の情報はこちら](#)（2023年12月27日更新）

新リストの情報を掲載



器具・容器包装ポジティブリスト制度に関する留意点③

- ・ 令和2年6月1日以前からの継続貨物を届出する場合

令和7年6月1日以降は、現在経過措置の貨物は、ポジティブリストに適合していないと、輸入できなくなります。

それまでにポジティブリスト適合であることを確認して下さい。

製造者・所コードの利用について

届出審査業務の適正な実施及び審査時間の短縮のため、製造者・製造所コードの使用の指導を強化することとしています。

厚生労働省ホームページ内にコード作成の申請に係るページが新設されています。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144562.html>



※1：輸入者が登録検査機関へ依頼し行う
※2：検査所が行う

1. 届出に必要な書類の準備をします。

- 食品等輸入届出書(以下、届出書という)(PDF(64KB)、EXCEL(25KB))
- その他の関係書類
 - ・ 原材料及び製造工程に関する説明書(加工食品等必要に応じ)
 - ・ 衛生証明書(食肉、食肉製品、フグ等必要に応じ)
 - ・ 試験成績書(個別の規格基準があるもの等必要に応じ) →規格基準については[こちら](#)

→届出書の記入方法

※コードの記載に当たっては輸入食品監視支援業務関連コードを参照して下さい。

※コードの作成を希望する方は[こちら](#)

バスケットコードの利用は、製造者・所コードが存在しない際に作成期間中の利用とし、上記ページより申請をして、新規コードを作成してください。
新規コードが作成された後は、必ず製造者・所コードを使用するようお願いします。

登録検査機関の方へのお願い

【輸入食品の安全性確保について】

平成14年9月25日 食監発第0925003号

食品衛生指定検査機関協会会長宛 厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課長通知

輸入食品の安全性の確保の観点から、検疫所では輸入者に対して検査を指導しているところであるが、先般、指定検査機関の検査結果により、食品衛生法に適合しない旨を確認しながら、検疫所にその事実を報告せず、販売を行っていた事例が確認されたため、今後、下記に示す検査について、食品衛生法に適合しない結果が判明した際にあっては、その旨を検疫所に情報提供されるようお願いする。

記

関税法第32条に基づき、税関長の許可を得て、保税地域にある外国貨物の見本持ち出しを行い実施した検査。

食品等輸入届出を行っているか否かにかかわらず上記に該当する貨物に対する検査において、食品衛生法違反が疑われる結果が出た場合、速やかに検疫所に一報ください。

新潟検疫所食品監視課における押印が 必要な書類について

【押印見直し】

- 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令
(令和2年厚生労働省令第208号)
- 通知等により様式が定められた申請書等に係る国民及び民間事業者等の押印及び署名の見直しについて
(令和2年12月25日薬生食検発1225第7号)
- 通知等により様式が定められた申請書等に係る国民及び民間事業者等の押印及び署名の見直しについて
(令和2年12月25日生食発1225第12号)

昨年度発出された通知について

【食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について】
(令和6年2月6日厚生発0206第1号)

主な内容

- 既存添加物の一部に**成分規格が新設**
- 既存添加物、指定添加物、添加物製剤の一部について**試験法が改定**

令和7年2月5日までに製造、加工、又は輸入される添加物については、従前の例によることができる。

新潟検疫所での昨年度実績では「D-ソルビトール液」
「D-キシロース」が該当。

該当する添加物を輸入する際は、令和7年2月5日までに新たな試験法で検査を実施するようご留意ください。

入出力装置のオンライン申請について

- 現在、入出力装置の設置、廃止、変更の届出は、輸入者の方が厚生労働省のHPから直接行うことができるようになりました。書類の提出と受け取りが不要となり、登録の迅速化に繋がるため、オンライン申請のご利用よろしくお願ひします。
- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00032.html



ホーム > 政策について > 食料の安全・衛生 > 健康・医療 > 食品 > 輸入食品監視業務 > 入出力装置の届出について

入出力装置の届出について

入出力装置の設置、廃止、変更の届出について、次の手順に従って届出してください。

1. 届出

以下のExcelをダウンロードし、「入力シート_サンプル」を参照の上、必要事項を入力して届出を作成し生成されたZIPファイルを届出先のメールアドレスに送付してください。

届出作成：Excel

届出先：fanshoukitou@mark.mhlw.go.jp

※スпамメール対策のため、(atmark)を必ず書き換えて下さい。

※暗記番号は欄に登録されているものと同じものは登録できません。重複しにくい暗記番号にしてください。

※メール件名は「入出力装置に係る届出」としてください。

※メール本文には以下を記載してください。

- ・届出者名（法人の場合は法人名）
- ・担当責任者

※メールには生成されたZIPファイル以外のファイルは添付しないでください。また、ZIPファイルには変更を加えないでください。

※ZIPファイルが生成出来ない場合、Excelをクラウド上に保存している場合は、ローカル上のデスクトップ（WindowsのOneDriveと同期されたデスクトップではなく）に置いてから実行してみてください。

※古いバージョンではZIPファイルが生成されないため、Excel2013以降のバージョンを使用して下さい。（2016以降のバージョンを推奨）

